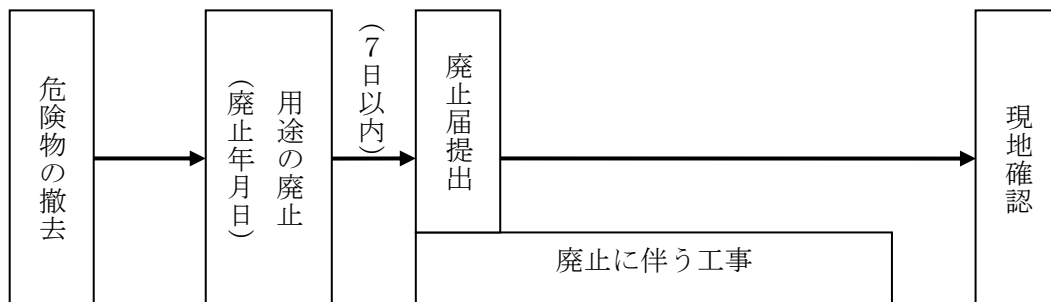


用途廃止の届出

1 用途廃止の届出について

- (1) 「用途を廃止」するとは、一時的な使用の休止ではなく、将来に向かって完全に製造所等としての機能を失わせることをいいます。したがって、次の場合は廃止には該当しません。
 - ア 製造所等の一時的な休止を行う場合・・・「使用休止」
 - イ 設置（変更）許可を受けた後、完成検査前に製造所等の設置（変更）意思を喪失した場合・・・「許可の撤回」
- (2) 「廃止」するに至った原因が何であるかは問いません。したがって、火災その他の災害等により、設置者の意思に反して、用途廃止しなければならないものについても、廃止届が必要となります。
- (3) 廃止するために、安全対策などを行っていただく必要があるため、製造所等の設置場所を管轄する消防署予防課へ事前に相談してください。
- (4) 製造所等の区分変更等により、廃止及び設置の処理が必要な場合があるので留意してください。詳しくは製造所等の設置場所を管轄する消防署予防課に相談してください。
- (5) 製造所等の用途廃止時期は、届出受理日ではなく、届出書に記載された廃止年月日です。したがって、届出年月日、届出受理日は、廃止年月日以後の日付としてください（原則として、廃止の日から7日以内）。



- (6) 廃止年月日以後に危険物の指定数量以上の貯蔵又は取扱いが確認されたときは、無許可貯蔵又は無許可取扱いとなります。（法第10条第1項違反）
- (7) 製造所等のタンクの完成検査前検査の効力は、製造所等の廃止届によりその効力を失います。したがって、製造所等の廃止後、設置されていたタンクを他の製造所等に設ける場合は、新たに完成検査前検査を必要とします。ただし、施設区分を変更する場合等において効力が存続する場合があるので、詳しくは製造所等の設置場所を管轄する消防署予防課に相談してください。
- (8) 廃止による権利消失を明白とし、誤った事案を生じさせないため、届出書には原則として、廃止する製造所等に係る次の書類の添付を必要とします。
 - ア 最新の完成検査済証
 - イ 液体危険物タンクのタンク検査済証（正及び副）
- (9) 廃止届受理後、廃止の事実を確認するため現地調査を実施します。火災危険の排除のため、適切な措置を講じてください。

なお、廃止後の措置は、必要最小限のもので足り、必ずしも地下タンクの掘上げ等施設

の完全撤去を必要としません。

(例) 標識, 掲示板の撤去

配管の縁切り

タンク内の砂等の充填, タンク銘板の撤去等

- (10) 廃止に伴い地下貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る等の指定数量以上の危険物の取扱いを行う場合は, 仮貯蔵, 仮取扱承認申請が必要となります。

2 廃止届出書の記載上の留意事項

廃止届出書は、次に示す記載要領に留意し、記入してください。

様式第 17（第 8 条関係）

① ~~製造所~~
危険物貯蔵所廃止届出書
~~取扱所~~

| | |
|---------------------------------|---|
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | |
| 京都市長 殿 | |
| 届出者 | |
| 住所 ② 京都市〇区〇〇町〇〇番地〇（電話 000-0000） | |
| 氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 (印) | |
| 設置者 | 住所 ③ 京都市〇区〇〇町〇〇番地〇 電話 000-0000 |
| | 氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 |
| 設置場所 | ④ 京都市〇区〇〇町〇〇番地〇 |
| 設置の許可年月日及び許可番号 | ⑤ 昭和〇〇年〇月〇日京都市指令消〇第 〇〇号 |
| 設置の完成検査年月日及び検査番号 | ⑥ 昭和〇〇年〇月〇日 〇第〇〇〇号 |
| 製造所等の別 | ⑦ 貯蔵所 貯蔵所又は取扱所の区分 屋内貯蔵所 |
| 危険物の類、品名（指定数量）、最大数量 | ⑧ 第 4 類第 2 石油類 (1,000 リットル) 2,000 リットル 指定数量の倍 数 2.0 倍 |
| 廃止年月日 | ⑨ 平成〇〇年〇月〇日 |
| 廃止の理由 | ⑩ 撤去 |
| 残存危険物の処理 | ⑪ 貯蔵危険物は、別の屋内貯蔵所で貯蔵する。 |
| ※ 受付欄 | ※ 経過欄 |
| | |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 としてください。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 品名（指定数量）の記載は、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記載してください。
- 4 ※印の欄は、記入しませんこと。

- ① 届出書名称の製造所・貯蔵所・取扱所は、該当する施設以外を二重取消線で抹消するか、又は、該当する施設を○で囲むように記入してください。
- ② 届出者の住所及び氏名は、届出に係る製造所等の設置者の住所及び氏名又は危険物製造所等管理者選任・解任届出書により、選任されている管理者の住所及び氏名としてください。

なお、届出者が設置者又は管理者と異なる場合は、委任状等を添付してください。

- ③ 許可申請書に記載されている設置者と同一の方としてください。
- ④ 許可申請書に記載されている設置場所と同一の場所としてください。
- ⑤ 設置許可番号及び設置許可年月日を記入してください。
- ⑥ 設置完成検査番号及び設置完成検査年月日を記入してください。
- ⑦ 製造所等の別は、製造所は「製造所」、○○貯蔵所は「貯蔵所」、○○取扱所は「取扱所」と記入してください。

貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は危政令第3条に規定する区分により、「屋内」、「給油」等と記入してください（「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入することもできます。）。

- ⑧ 許可されている危険物の類、品名、最大数量及び指定数量の倍数を記載してください。
- ⑨ 届出日より前の日付を記入してください（ただし、原則として7日以内）。
- ⑩ 廃止した理由を簡潔に記入してください。

(例) 廃業

ガス燃料機器への更新

セルフスタンドへの全面改装

- ⑪ 残存危険物の処理及び廃止するために講じる措置を記入してください。特に、製造所等の廃止に伴い地下貯蔵タンクの撤去を伴う場合は、工事計画書を添付してください。

なお、完成検査済証又は液体危険物タンクのタンク検査済証を返却できない場合は、返却できない理由とともにその旨を記載してください。

| 例 | |
|------------------|--|
| 反応槽を持つ製造所を廃止する場合 | 反応槽及び配管は、危険物抜き取り後、洗浄し、窒素置換した後にすべて撤去する。 |
| 地下タンク貯蔵所の廃止の場合 | タンク内は砂を充てんし、地上配管、注入口は撤去し、埋設配管は止め具を設ける。 |
| | 別紙によりタンクを撤去する。 |
| 完成検査済証を紛失した場合の追記 | なお、完成検査済証は紛失のため未返却 |